

第 号
年 月 日

様

野田市教育委員会 印

野田市立（南図書館 北図書館 せきやど図書館）指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、野田市立図書館の管理及び運営に関する規則第 28 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。

（理由）

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。